

第6次草津市総合計画 第2期基本計画 市民・地域・事業者等の「私たちの役割」(案)

基本目標1 「こころ」育むまち

分野	基本方針	主体	役割
人権	1-1 人権の尊重	市民・地域	○各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。 ○地域や団体における人権教育を推進します。 ○身近な人に相談ができる関係づくりに努めます。
		事業者等	○各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。 ○組織内における人権教育を推進します。 ○組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。
男女共同参画	2-1 男女共同参画社会の構築	市民・地域	○男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。 ○家庭、職場、地域、学校等で男女共同参画の推進に努めます。 ○さまざまな困難を抱える女性への理解を深め、男女ともに安心して暮らせるよう、見守り支え合います。
		事業者等	○男女が職業生活と子育て、介護等の家庭生活を両立することができ、誰もが働きやすい職場づくりに努めます。 ○女性の継続就業、女性の育成・登用に取り組み男女共同参画を推進します。
学校教育	3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進	市民・地域	○家庭や地域において子どもの自己肯定感を大切に、新しい時代の変化にも対応できるようにします。 ○子どもと大人が共に育ち、あらゆる多様性を受け入れられる地域づくりに取り組みます。 ○家庭・学校・地域や関係機関等の連携の大切さを理解し、子どもの心身の健全な成長を支援します。
		事業者等	○学校と連携を図り、子ども一人ひとりが大切にされる支援をします。 ○家庭・学校・地域や関係機関等の連携を充実させ、子どもの健全な心身の醸成を図ります。
	3-2 学校の教育力の向上	市民・地域	○学校や地域からの情報をもとに、子どもを取り巻く諸課題に関心を持ち、解決のための学校支援を積極的に行います。
		事業者等	○学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。
生涯学習・スポーツ	4-1 生涯学習の推進	市民・地域	○学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。 ○地域の学習活動に参画することにより、自らの学びを地域に還元し、子どもと大人の協働による学び合いを実現します。
		事業者等	○市が主催する講座や委託事業等において協賛や支援をします。 ○より専門性の高い知識や技術を地域の学習活動に還元します。
	4-2 スポーツの充実	市民・地域	○自分にあった関わり方でスポーツに親しみ、継続して行うことで自らの健幸づくりに努めます。 ○スポーツを通じた市民相互の交流により、地域の活性化につなげます。
		事業者等	○市が主催するスポーツイベント、委託事業等において協賛や支援・援助をします。 ○専門性の高い知識や技術などのスポーツ資源を地域のスポーツ活動に還元します。
歴史・文化	5-1 文化財の保存と活用	市民・地域	○歴史資産を市民の財産として大切に保存します。 ○歴史文化を地域学習の教材として活用します。 ○文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。
		事業者等	○開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。 ○大学等は、専門の立場から歴史文化の魅力を紹介します。
	5-2 文化・芸術の振興	市民・地域	○文化・芸術の担い手として自主的・主体的に活動を行います。 ○多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代、地域を越えた交流を深めます。
		事業者等	○市民の文化・芸術活動の支援に努めます。 ○市民が文化に触れる機会を提供します。

基本目標2 「笑顔」輝くまち

分野	基本方針	主体	役割
コミュニティ	6-1 市民自治の確立	市民・地域	○市民一人ひとりの学びを通じた多様な世代や分野、主体等によるつながりを築きます。 ○地域のニーズを把握し、将来を見据えた市民主体のまちづくりを計画的に進めます。
		事業者等	○地域の一員として地域のまちづくり活動へ主体的に関わるよう努めます。 ○地域のまちづくり活動への参加や地域との連携強化に努めます。
	6-2 基礎的コミュニティの活性化	市民・地域	○コミュニティの伝統やノウハウを継承しながら、地域のつながりが維持されるような組織や運営のあり方について見直します。 ○地域の人材を生かし、地域に必要とされるコミュニティ活動の展開を図ります。
		事業者等	○町内会活動への積極的な貢献に努めます。
	6-3 市民公益活動の促進	市民・地域	○市民公益活動団体、まちづくり協議会等の地縁組織、様々なコミュニティがともに協力し合いながら、まちづくりを進めます。
		事業者等	○ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。 ○市民公益活動や地域活動への支援・協力等、地域の一員として社会貢献に努めます。
	6-4 多文化共生社会の構築	市民・地域	○お互いの違いを理解し、尊重しながら、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。
		事業者等	○文化的背景から生じる「違い」への理解と尊重に努めるとともに、提供するサービスに関する情報の多言語化を図るなど、多文化共生の推進に努めます。
地域福祉	7-1 「地域力」のあるまちづくり	市民・地域	○地域福祉活動に積極的に参画します。 ○地域福祉を支える一員として活動します。 ○隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めます。
		事業者等	○行政と協働し、福祉のまちづくりを推進します。 ○地域福祉活動における協働に努めます。
	7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実	市民・地域	○様々な福祉課題に対して、支援機関や民生委員児童委員等への相談、各種支援制度を活用し、自立生活の確保に努めます。 ○居場所を求める人に対して、地域から情報発信に努めます。
		事業者等	○地域の雇用創出に努めます。 ○単身高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人に対し、民間賃貸住宅への適切な入居に努めます。
健康	8-1 市民の健康づくり	市民・地域	○誰もが健康づくりや生活習慣病予防への関心をさらに高め、一人ひとりが自分に適した生活習慣を身につけます。 ○学校や職場等身近な人への声かけや地域での見守りを通じて、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう行動します。 ○予防接種や各種けん診を受診します。 ○感染症について、正しい知識を身につけ適切に行動します。 ○健康推進員は、様々な世代を対象に健康づくりや健康増進の輪を拡げ、行政と地域のパイプ役として活動します。
		事業者等	○自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。
	8-2 医療保険制度の適正運用	市民・地域	○健康診査や保健指導を積極的に活用するとともに、マイナポータル等で自身の保健医療情報や健康情報を確認するなど、自らの健康増進に努めます。 ○医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。

分野	基本方針	主体	役割
子ども・子育て・若者	9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」、「乳幼児健診」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、情報をうまく子育てに生かします。 ○妊産婦健診を望ましい時期に受診し、妊娠期から産後や乳幼児期の健康管理に努めます。 ○地域の子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。
	9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭は子どもの豊かな育ちの基盤となることから、子どもとのふれ合いや語らいを大切にし、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。 ○子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、子どもの健やかな成長と子育て家庭の見守りに努めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会の形成に取り組みます。
	9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○親子の交流・仲間づくり、子育て相談を行い、親子でいきいき過ごせる居場所づくりを進めます。 ○子ども・若者が地域行事に参加しやすい環境を整え、地域における子ども・若者の居場所づくりを進めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。 ○体験活動や社会活動の機会の提供、能力や適性に応じた職場環境の提供など、子ども・若者が自ら歩む力を育むための環境づくりを推進します。
	9-4 子ども・若者を支える環境づくり	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。 ○子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールや見守り活動の取り組みに積極的に参加します。 ○保護者も地域でのかかわりの中で、子育てについて学びます。 ○児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告するとともに、常に子どもを虐待から守るために行動します。 ○子ども・若者の健やかな育ちを地域で見守り、支えます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域・学校や関係機関等との連携を強化し、子ども・若者の健全育成を図ります。 ○仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組みます。 ○児童虐待防止等の活動に取り組めます。 ○子ども・子育て支援に積極的に協力します。
長寿・介護	10-1 いきいきとした高齢社会の実現	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、「自らの健康は自らでつくる」という意識を持ち、健康の保持増進および介護予防に取り組めます。 ○高齢期においても、自らの生きがいづくりに向けて、地域活動やボランティア活動等に可能な範囲で主体的に取り組めます。
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○意欲ある高齢者の雇用に努めます。 	
10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。 ○高齢期にある人が、家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支え合います。 	
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進に向け、多職種が相互に役割を發揮し、切れ目のない医療・介護のサービスを提供します。 ○在宅生活を支えるサービスの充実および質の向上や、介護人材の育成・確保に向けた取組を進めます。 	
障害福祉	11-1 共に生きる社会の推進	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。 ○障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。 ○ふれあい・交流の機会に積極的に参加し、バリアフリーやノーマライゼーションの意識を高めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。 ○家族へのサポート・相談の充実を図ります。 ○地域とのふれあい、交流の機会をつくります。 ○障害者福祉事業を営む事業者はニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。

基本目標3 「暮らし」支えるまち

分野	基本方針	主体	役割
防災	12-1 自助・共助による 防災対策の 充実	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○防災備蓄や住宅の耐震補強など、家庭での防災対策を進めます。 ○自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。 ○平時からハザードマップ、地区防災計画、学区・地区別の防災マップを確認し、家庭内であらかじめ避難所・避難経路の話し合いを進めます。 ○共助の基本姿勢として、災害発生時において、被災していない場合は、ボランティア活動への協力等に努めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者等での防災組織の設置等に努めます。 ○災害発生時のボランティア活動への協力等に努めます。
	12-2 災害に強いま ちづくり	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。 ○防災訓練や防災体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。 ○平時から地域の訓練、防災学習を通して、情報収集、避難方法等を学び、災害から身を守るための備えを進めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。 ○消防団活動への積極的な参加に努めます。
	12-3 治水対策の推進	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみで浚渫(しゅんせつ)・草刈り等の活動(河川愛護活動等)に自主的に取り組みます。
	生活安心・防犯	13-1 暮らしの安心 の確保	市民・地域
事業者等			<ul style="list-style-type: none"> ○消費者問題等の解決に向けた取組を図ります。 ○国・県や関係機関および専門家と連携して、消費生活等に関する情報の共有を図ります。
13-2 犯罪のないま ちづくり		市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○町内会、学区等で地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置に取り組みます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗等における青少年健全育成の取組や防犯用品の販売等を行います。 ○社会貢献として防犯活動に参加・協力します。
環境	14-1 良好な環境の 保全と創出	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○在来生物をはじめとした生態系を大切に、自然を守り育てる環境保全活動に参加します。 ○近隣の方への騒音に配慮するなど、生活環境の保全に自ら取り組みます。 ○日頃から環境に興味・関心を持ち、環境学習や啓発イベント等へ主体的に参加するとともに、地域資源を活かした環境学習活動を進めます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物の生育環境等に配慮した敷地内の環境の整備に努め、地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。 ○環境マネジメントシステムの取得に努めるとともに、自ら率先して環境汚染等の未然防止に取り組み、地域に配慮した事業活動を心がけます。 ○事業所内において環境づくりについての啓発を進め、地域の環境を大切にする活動に取り組むとともに、行政が取り組む環境学習に積極的に協力します。
	14-2 脱炭素社会へ の転換	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電など再生可能エネルギーの利用を進めます。 ○省エネ製品等への買換え、公共交通機関等の利用、クールビズ・ウォームビズ、スマートドライブ、環境にやさしいライフスタイルの転換など「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)に参加します。 ○気候変動の影響に関心を持ち、自らも熱中症や気象災害対策など適応策に取り組みます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動における省エネルギー対策(省エネ診断・機器の更新・サービスの転換・ICT化など)および再生可能エネルギーの利用を進めます。 ○気候変動の影響による事業活動のリスクマネジメントならびに適応ビジネスの展開に向けた取組を進めます。

分野	基本方針	主体	役割
環境	14-3 資源循環型社会の構築	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組により、ごみの減量を進め、資源循環型のライフスタイルの転換に取り組みます。 ○ごみ出しのルールを守り、分別の徹底を図るとともに、ごみの資源化に取り組みます。 ○道路や公園などへのポイ捨てごみなどの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組みます。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易包装や耐久性の高いまたはリユースしやすい製品開発など事業活動におけるごみの発生抑制や再使用の取組により、ごみの減量を進めます。 ○ごみの分別を進め、資源化に取り組みます。 ○資源循環型社会の構築を担う役割・社会的責任を認識し、資源循環型の事業活動に取り組みます。
交通	15-1 公共交通ネットワークの構築	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通や自転車・徒歩なども含めた多様な交通手段を積極的に利用します。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○官民や交通事業者間の連携を強化し、公共交通機関の維持、活性化に努めます。 ○通勤などの移動時における公共交通の利用促進に努めます。
	15-2 交通安全対策の推進	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全について学ぶ取組等に積極的に参加します。 ○交通安全の確保を自らの課題として捉え、地域の実情に応じた交通安全や自転車安全安心利用教育を推進します。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○官民や事業者間の連携を図り、各々の立場や地域の実情に応じた交通安全活動や自転車安全安心利用に取り組みます。
道路	16-1 安全・安心な道路の整備	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○道路清掃や草刈など、道路を守り大切に利用するための市民活動を展開します。 ○市民や地域の意見・要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の確保や維持管理等に関して、産官学連携による相互の研究を推進します。
上下水道	17-1 水の安定供給	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切に生活に努めます。 ○給水装置を適切に管理します。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。
	17-2 下水道の安定運営	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、下水道に接続し、適切に使用します。 ○宅内の排水設備を定期的に清掃します。
		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道に接続し、排水設備の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。

基本目標4 「魅力」あふれるまち

分野	基本方針	主体	役割
農林水産	18-1 農業の振興	市民・地域	○地場産物の購入(消費)に努めます。 ○地場産物に親しむとともに、その魅力を広めます。
		事業者等	○安定した生産量の確保、消費者ニーズに応じた生産に努めます。 ○地場産物について、積極的に情報発信を行います。 ○地場産物の需要・販路拡大に努めます。
	18-2 水産業の振興	市民・地域	○地場産物の購入(消費)に努めます。 ○草津の水産業・水産物に親しむとともに、その魅力を広めます。
		事業者等	○漁業環境の保全・確保につながる取組を行います。 ○安定した漁獲・生産量の確保に努めます。
商工観光	19-1 中心市街地の活性化	市民・地域	○まちづくりの担い手として、中心市街地でのイベントへ積極的に参加します。 ○中心市街地のまちづくりを担う人材を応援します。
		事業者等	○都市再生法人を中心とした中心市街地のエリアマネジメント活動に参加します。 ○中心市街地のまちづくりを担う人材を応援します。
	19-2 商業の振興	市民・地域	○身近な商業施設で買物や余暇活動を楽しみます。
		事業者等	○自らの創意工夫により経営基盤を強化し、良質な商品やサービスの安定した供給を行うとともに、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を行います。 ○草津商工会議所をはじめとする地域経済団体は、関係団体と連携しながら、事業者の成長段階に沿った支援を行うとともに、商業振興のための事業を行います。
	19-3 工業の振興	市民・地域	○地域の企業について理解を深めるとともに、地域産業の振興に協力します。
		事業者等	○くさつビズサポやインキュベーション施設等を活用して起業にチャレンジします。 ○産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取組を展開します。
	19-4 観光の振興	市民・地域	○地域の観光資源についての理解を深めて、草津の魅力を再発見します。 ○SNSをはじめとする様々な媒体を活用して、草津の魅力を広めます。
		事業者等	○観光に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光客の満足度の向上に努めます。 ○ここでしか体験できない草津ならではの着地型観光の展開を図ります。 ○地場産品の積極的な活用に努めます。
	19-5 勤労者福祉の向上	市民・地域	○元気に働き、安定した日常生活を送ることができるよう、職場や家庭、地域で支え合いながら、安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。
		事業者等	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、働きやすい環境づくりに取り組みます。 ○地域の勤労者福祉団体は、中小企業勤労者等に対する福利厚生等の充実に取り組みます。
都市形成	20-1 都市と住環境の質・魅力向上	市民・地域	○地域の特性に応じた、うるおい豊かでだれもが快適に暮らせる良質な住宅・住環境の創出、保全、充実に努めます。
		事業者等	○市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めます。
	20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進	市民・地域	○“まちなか”の魅力をつくる主役となって、まちづくりに取り組みます。 ○人口減少や高齢化が進行している郊外部においても持続可能なまちづくりを進められるよう主役となって、まちづくりに取り組みます。
		事業者等	○まちなかの魅力向上に繋がるような事業を展開します。 ○郊外部においても持続可能なまちとなるような事業を展開します。
	20-3 良好な景観の保全と創出	市民・地域	○地域の景観づくりの主体となって、次代を担う子どもたちとともに地域資源を生かした景観づくり活動に努めます。
		事業者等	○にぎわいや活力を感じられるまちの景観づくりに向けて、事業活動や屋外広告物の掲出等における景観への配慮に努めます。

分野	基本方針	主体	役割
公園・緑地	21-1 ガーデンシティの推進	市民・地域	○日頃から、様々な場面で公園の利活用を図るとともに、利用者の立場で公園整備に参画します。 ○公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
		事業者等	○公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。
	21-2 草津川跡地の空間整備	市民・地域	○利用者の立場で草津川跡地の空間整備に参画します。 ○公園運営に対し、市民活動やガーデニング等に積極的に関わります。
		事業者等	○草津川跡地の空間整備のあり方について研究、実践を行います。
情報・交流	22-1 まちづくり情報の提供の充実	市民・地域	○まちづくり活動や市の魅力など、主体的な情報発信に努めます。
		事業者等	○市民公益活動団体等や学生との協働により効果的な情報発信に努めます。
	22-2 多様な連携・交流の展開	市民・地域	○交流・学習やまちづくりの社会実験等への参加を通じて、活気あふれるまちづくりに関わります。
		事業者等	○交流・学習やまちづくりの社会実験等を通じて、学術的知見や専門知識を活用し活気あふれるまちづくりに関わります。 ○経済活動や地域との交流を通じて、地域の活性化に協力します。

基本目標5 「未来」への責任

分野	基本方針	主体	役割
行財政マネジメント	23-1 市民から信頼される市政運営	市民・地域	○広く市政に関心を持ちます。 ○健全で持続可能な財政運営が維持できているかをチェックします。
		事業者等	○市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。
	23-2 職員力の向上	市民・地域	○窓口等において、CS(市民満足)向上につながる対応ができているかチェックします。 ○市役所や職員に対し積極的に意見を伝えます。
		事業者等	○職員力の向上に役立つセミナー等に関する情報を発信します。
	23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現	市民・地域	○市民サービス向上のための行政事務の効率化が図られているかをチェックします。
		事業者等	○公民連携を視野に入れた事業展開を図ります。